

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月2日（平成27年（行個）諮問第146号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第192号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日A付けで行った、神奈川労働局への労働者派遣法違反の私の申告に係る是正指導書，報告書及び特定年月日B付事業改善命令に係る命令書，他これらに係る全ての調査資料一式。」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し，別表2の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定について，諮問庁が別表3の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい，本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し，その全部を不開示とすべきとしていることについては，別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，東京労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年4月10日付け東労発総個開第26-886号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書1及び意見書2の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件の経過について

本件は，審査請求人が，特定年月日A，神奈川労働局に対し，労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）48条1項に基づき，派遣先である特定事業者Bに対し，審査請求人を直接雇用するよう指導・助言し，特定事業者Bがこれに従わなかった場合には，同法49条の2の1項，同2項に基づき，特定事業者Bに対し，審

査請求人を雇用勧告することなどを求めたことに関して、東京労働局が特定事業者B及び派遣元事業者Aに対して行った是正指導に関わる是正指導書、是正報告書など関連する調査資料一式について、東京労働局に対し、個人情報の開示を求めた事案に対する処分内容に異議を申し立てるものである。

イ 原処分に対す不服の存在

(ア) 東京労働局による法解釈の誤り

本件と同様の事案において、裁判所は以下のとおり文書提出命令を下している。

a 平成22年4月2日さいたま地方裁判所熊谷支部決定

派遣先・派遣元に対する臨検報告書、派遣先・派遣元に対する是正指導書等について、労働者派遣法上、「調査担当者に事業所等への立入り権限を与え、協力義務違反等に対しては罰則をもって臨んでいることなどからすれば、文書の内容が本案事件において提出されても、関係者の信頼を著しく損なうことになるとまではいえないし、以降、調査担当者が労働者派遣法違反の調査をする上で、関係者の協力を得ることが著しく困難になるということもできず、よって、公務の遂行に著しい支障を生じるおそれが具体的に認められるとまではいえない」として提出を命じている。

b 平成22年8月12日さいたま地方裁判所第4民事部決定

派遣先等への指導票、是正報告書、臨検報告書、苦情相談記録表等について、労働者派遣法上、「本件各文書には、指導票に対する事業所の対応が簡潔に記載されているに過ぎないこと、調査担当者には、施設への立入り、関係者への質問、帳簿等の検査の権限があり、これに協力しなかった者に対する罰則も規定されていることなどに鑑みると、これが本案事件において提出されても、関係者の信頼を著しく損なうことになるということはできず、以降、調査担当者が労働者派遣法に係る事案の調査を行うに当たって関係者の協力を得ることが著しく困難になるということもできないため、上記各文書が本案事件に提出されることによって、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということとはできない」などとして提出を命じている。

c 平成23年6月3日京都地方裁判所第6民事部決定

調査復命書、調査結果復命書、調査対象者からの聴取結果、事業所の是正報告書等は、民事訴訟法220条4号口の公務員の職務上の秘密には該当するが、その提出により公共の利益を害

し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれが具体的に存在するとまではいえないと判断して、文書の提出を命じた。

d 以上のように、本件事案と法律関係・争点・論点が同じ事案につき、裁判所は、各地の労働局に対し、是正指導書、是正報告書などの文書の提出を命じているにもかかわらず、原処分において、上記各地の裁判所が認めるように、一件書類の中に個別に開示しなければならない記載部分が多くあるにも関わらず、法解釈を誤り、その記載を精査することなく、文書の表題部分も含めて大部分を不開示としたことは明らかに違法・不当である。

(イ) 東京労働局による全面不開示は法を無視したものであること

a 少なくとも、東京労働局以外の各地の労働局においては、本件と同様の事案において、各文書の表題部分を開示しているが、東京労働局はそれすらも開示していない。

b しかし、各文書の表題部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに当たらないことは明らかである。

c 以上のことから、東京労働局が表題すら不開示にしたことは、東京労働局が法解釈を誤っただけではなく、原処分は、東京労働局が労働者派遣法に基づき派遣労働者の雇用の安定を図るという職責を放棄したものと言わざるを得ない。

(ウ) 東京労働局の全部不開示は手続の適正さを無視していること

行政手続法8条1項本文の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与えるものであり、この趣旨から、処分理由については、いかなる根拠に基づき、いかなる法規を適用して当該申請が拒否されたかを申請者において記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった根拠をも当然知り得るような場合は格別、処分理由の提示として不十分というべきである。

本件において、東京労働局は、不開示部分を特定せず、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイを適用したことにより、数々の法解釈の誤りを犯すだけでなく、本件各個人情報全ての不開示理由になるのか、なるとしても情報ごとに処分庁が不開示事由に当たるか否かを検討したのか全く分からないのであり、行政手続法8条1項本文の趣旨を没却するものである。例えば、東京労働局は、派遣先である事業者Bが特定事業を独占していることを忘れてしまっているのか、安易に、法14条3号イに該当すると判断してしまっている。

したがって、本件処分の理由提示は、行政手続法8条1項本文に

反し、手続上重大な違法がある。

(資料添付省略)

(2) 意見書 1

棄却理由がるる述べられているが、そもそも特定年月日 A 付け神奈川労働局へ審査請求人である私が自己申告をし、別添の資料にあるように働きかけたことで、東京労働局、神奈川労働局にまたがり、調査や是正指導、事業改善命令が行われた。このことが、本件対象文書を生みだす契機となったことは自明である。したがって、本件審査請求を棄却とする判断は、誤りであり、審査請求人本人が情報を知り得る権利を有するものである。

平成 27 年特定月日付けで終了した民事訴訟において、すでに特定事業所 B と特定事業所 A の是正指導書と改善報告書及び厚生労働省と東京労働局からの事業改善命令（専門 26 業務派遣適正化プラン）の書証は司法に各者から提出されている。係争中より情報が開示されないことによって、審査請求人本人の心身の健康が害されている状況もある。真実をつまびらかにすることによって特定年月日付け神奈川労働局への申告が達成されるものである。

また、これらを開示することによって公益に支障をきたすとの考えが散見されるが、私の事案は専門 26 業務派遣適正化プラン第一号事案であり、複数の労働局にまたがる等広範な事案で、かつ、申告と働きかけがプランを生みだすきっかけとなった特異な性質のものである。審査請求人本人限定としてでも公開とするべきである。

(資料添付省略)

(3) 意見書 2

審査請求人から意見書 2 が当審査会宛提出（平成 29 年 3 月 8 日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号イに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

(2) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣法 49 条の 3 に基づき、審査請求人が行った申告及びその処理に係る文書で、別表 2 及び別表 3 の各 1 欄に掲げる文書番号 1 ないし 22 の文書（以下、第 3 におい

ては「対象文書」という。)である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、原処分において開示した対象文書の他に文書番号22の「特定事業所が提出した資料」についても本件対象保有個人情報として特定されたため、下記イにおいて、当該文書を含めた上で、不開示情報該当性について判断する。

なお、文書番号22は、原処分において、審査請求人の意向により開示が実施されなかった文書である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号

別表2の1欄に掲げる対象文書6, 7の⑤, 9ないし12, 15, 16, 18及び20ないし22の不開示を維持する部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イ

別表2の1欄に掲げる対象文書1, 6, 7の①, ④及び⑤, 9ないし12, 14ないし20並びに22の不開示を維持する部分には、調査対象事業所(以下「特定事業所」という。)に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号イ

別表2の1欄に掲げる対象文書1, 6, 7の①ないし⑤, 9ないし12及び14ないし22の不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、審査請求人からの申告に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業者以外の調査対象となる事業者が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見

を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で「本件事案と法律関係・争点・論点が同じ事案につき、裁判所は、各地の労働局に対し、是正指導書、是正報告書などの文書の提出を命じているにもかかわらず、原処分において、各地の裁判所が認めるように、一件書類の中に個別に開示しなければならない記載部分が多くあるにも関わらず、法解釈を誤り、その記載を精査することなく、文書の表題部分も含めて大部分を不開示としたことは明らかに違法・不当である。」、「少なくとも、東京労働局以外の各地の労働局においては、本件と同様の事案において、各文書の表題部分を開示しているが、東京労働局はそれすらも開示していない。しかし、各文書の表題部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに当たらないことは明らかであることから、東京労働局が表題すら不開示にしたことは、東京労働局が法解釈を誤っただけではなく、原処分は、東京労働局が労働者派遣法に基づき派遣労働者の雇用の安定を図るという職責を放棄したものと看做ざるを得ない。」等と主張してその開示を求めているが、上記イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充等理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年9月2日付け厚生労働省発職派0902第1号により諮問した平成27年（行個）諮問第146号に係る理

由説明書において不開示情報該当性について説明しているところであるが、併せて保有個人情報に該当しないことについて、下記のとおり、追加して説明する。

(1) 東京労働局が作成した文書（文書6，文書11）

文書6及び文書11の不開示部分については、法14条2号，3号イ及び7号イに該当すると判断するものであるが、当該文書は、労働者派遣事業を行う事業者の事業内容等の把握に資することを目的として、労働局が通常から保管している情報であり、審査請求人に係る個人情報は含まれておらず、さらに当該文書に記載された情報が他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

(2) 東京労働局が作成した文書（文書7，文書10，文書16）

文書7のうち58頁ないし63頁，文書10のうち192頁ないし194頁4行目及び194頁12行目ないし195頁及び文書16のうち252頁ないし260頁については、法14条2号，3号イ及び7号イに該当すると判断するものであるが、当該文書は、特定事業所に係る審査請求人の申告事案を含む複数の事案に関する指導監督の内容をとりまとめており、当該不開示部分には、審査請求人以外の事案に関する情報が記載され、審査請求人に係る個人情報は含まれておらず、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

(3) 関係労働局が作成した文書（文書9，文書12）

文書9のうち107頁ないし181頁及び文書12については、法14条2号，3号イ及び7号イに該当すると判断するものであるが、当該文書は、特定事業所の調査対象者から聴取した内容，審査請求人からの申告事案を含む複数の事案に関する調査結果であり、当該不開示部分には、審査請求人以外の事案に関する情報が記載されており、審査請求人に係る個人情報は含まれておらず、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

(4) 特定事業所が提出した資料（文書22）

文書22のうち309頁ないし506頁，542頁ないし1228頁については、法14条2号，3号イ及び7号イに該当すると判断するものであるが、当該文書は、審査請求人以外の事案に関する特定事業所の情報であり、審査請求人に係る個人情報は含まれておらず、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことも併せて説明することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月15日 審議
- ④ 同年10月15日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成29年1月19日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年2月9日 諮問庁から補充等理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月8日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年月日A付けで行った、神奈川労働局への労働者派遣法違反の私の申告に係る是正指導書、報告書及び特定年月日B付事業改善命令書、他これらに係る全ての調査資料一式。」に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報1の一部について、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分で不開示とした部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号イに該当するため、不開示とすべきとし、さらに、諮問に当たり、別表3の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）を追加して特定し、その全部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当するため、不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、補充等理由説明書（上記第3の2）において、別表1の1欄に記載する部分は、労働者派遣事業を行う事業者の事業内容等の把握に資することを目的として、労働局が通常から保管している情報及び審査請求人以外の事案に関する情報等が記載されており、審査請求人に係る個人情報は含まれておらず、さらに、当該文書に記載された情報が他の情報と照

合することにより、審査請求人を識別することができる情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かを検討する。

(1) 別表1の1欄に掲げる文書6及び文書11について

文書6のうち36頁の「6 代表者及び役員」の「住所」欄の2行目ないし7行目、「7 法人等関係事項」の「基準資産額」及び「事業資金」の各欄、37頁の「9 追加許可条件」の「認可条件」及び「理由」の各欄、「11 備考」の1行目ないし18行目、38頁ないし40頁の「12 指導監督等の状況」の項目名の右の5文字及び同項番の表のうち事項名を除く記載欄、41頁の「役員」の表のうち「住所」欄の1行目及び2行目並びに文書11の196頁ないし235頁の様式部分を除く「記載」欄の全てに記載された情報は、労働者派遣事業を行う事業者の事業内容等の把握に資することを目的として、労働局が通常から保管している情報を資料として添付したものと認められる。

そうすると、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、申告人である審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 別表1の1欄に掲げる文書7、文書10及び文書16について

当該文書に記載された情報は、特定事業所に係る審査請求人の申告事案を含む複数の事案に関する指導監督の内容を取りまとめ、それらの結果を踏まえた特定事業所への対応に関するものであると認められる。

このうち、文書7のうち58頁ないし63頁、文書10のうち192頁ないし194頁4行目及び194頁12行目ないし195頁並びに文書16のうち252頁ないし260頁には、審査請求人以外の事案に関する情報が記載されており、審査請求人に関する情報はなく、さらに、審査請求人を識別することができる情報が含まれていない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(3) 別表1の1欄に掲げる文書9及び文書12について

文書9のうち107頁ないし181頁及び文書12に記載された情報は、審査請求人以外の事案に関する特定事業所の調査対象者からの聴取内容及び調査結果であると認められ、当該部分は、上記(2)と同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認め

られない。

(4) 別表1の1欄に掲げる文書22について

文書22のうち309頁ないし506頁及び542頁ないし1228頁に記載された情報は、特定事業所が提出した審査請求人以外の事案に関する情報であると認められ、上記(2)と同様の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

上記2において、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとした部分を除いた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

(1) 別表2の1欄に掲げる文書1の不開示部分

当該部分には、指導監督の内容及び今後の方針に関する事項が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働局における申告処理に係る調査の手法・内容等が明らかとなる情報であると認められることから、これを開示すると、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2の1欄に掲げる文書7の不開示部分

ア ①の不開示部分

当該部分には、指導監督の結果に基づく事業所への対応が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ ②及び③の不開示部分

当該部分には、指導監督の内容が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ ④の不開示部分

50頁10行目1文字目及び2文字目並びに64頁9行目1文字目及び2文字目には、労働局の対応が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

また、51頁ないし53頁及び65頁ないし67頁には、指導監督の特定事業所の状況等が記載されており、これを開示すると、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等におい

て、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ ⑤の不開示部分

当該部分は、労働局の調査及び措置の内容が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2の1欄に掲げる文書9の不開示部分

当該部分は、特定事業所の調査対象者からの聴取内容等であると認められ、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表2の1欄に掲げる文書10の不開示部分

当該部分は、文書8及び文書9に添付されていた資料の目次であり、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表2の1欄に掲げる文書14、文書17及び文書19の不開示部分

当該部分には、指導監督の結果に基づく特定事業所への対応及び特定事業所の情報が記載されており、上記(2)ウ後段と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表2の1欄に掲げる文書15の不開示部分

当該部分には、指導監督の結果に基づく特定事業所への対応及び特定事業所の情報が記載されており、上記(2)ウ後段と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表2の1欄に掲げる文書16及び文書18の不開示部分

当該部分には、指導監督の結果に基づく特定事業所への対応等が記載されている。

ア 文書18の263頁2行目1文字目ないし12文字目は、原処分が開示されている部分から推認することができる内容であると認められる。

当該部分は、特定の個人を識別することができる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

とは認められず、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分は、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表2の1欄に掲げる文書20の不開示部分

当該文書は、事業者が作成した文書であり、上記(2)ウ後段と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 別表2の1欄に掲げる文書21の不開示部分

当該部分には、指導監督の結果に基づく特定事業所への対応及び特定事業所の情報が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 別表3の1欄に掲げる文書22の不開示部分

当該文書は、事業所から収集した文書であり、関係事業所から提出された事実自体が、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの資料がそのままの形で審査請求人に開示されると、関係事業所の事業者を始めとする各事業者が、労働局に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、事業所及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は事業者が法令違反の隠蔽を行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、「本件においては、東京労働局は、不開示部分を特定せず、法14条2号、3号イ、7号柱書き及びイを適用したことにより、数々の法解釈の誤りを犯すだけではなく、本件各個人情報全ての不開示理由になるのか、なるとしても情報ごとに処分庁が不開示事由に当たるか否かを検討したのか全く分からないのであり、行政手続法8条1項本文の趣旨を没却するものである。」とし、本件処

分の理由の提示は、行政手続法 8 条 1 項本文に反し、手続上重大な違法がある旨主張している。

本件開示決定通知書には、法 1 4 条 2 号、3 号イ、7 号柱書き及びイの各条項ごとに、不開示とされた情報の内容、不開示とする理由が記載されており、違法とまではいえないが、本件対象保有個人情報におけるそれぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについては明確であるとはいえない。このため、原処分における理由の提示は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適切を欠くものであるといわざるを得ず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報 1 を特定し、その一部を法 1 4 条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表 2 の 3 欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、また、諮問庁が本件対象保有個人情報 2 を追加して特定し、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同号イに該当すると認められるので、同条 2 号及び 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分			2 保有個人情報該当性
文書番号	文書名	該当箇所	
6	東京労働局が作成した文書	36頁の「6 代表者及び役員」の「住所」欄の2行目ないし7行目，「7 法人等関係事項」の「基準資産額」及び「事業資金」の各欄，37頁の「9 追加許可条件」の「認可条件」及び「理由」の各欄，「11 備考」の1行目ないし18行目，38頁ないし40頁の「12 指導監督等の状況」の項目名の右の5文字及び同項番の表のうち事項名を除く記載欄並びに41頁の「役員」の表のうち「住所」欄の1行目及び2行目	該当しない
7	東京労働局が作成した文書	58頁ないし63頁	該当しない
9	関係労働局等が作成した文書	107頁ないし181頁	該当しない
10	東京労働局が作成した文書	192頁ないし194頁4行目及び194頁12行目ないし195頁	該当しない
11	東京労働局が作成した文書	196頁ないし235頁の様式部分を除く「記載」欄の不開示部分	該当しない
12	関係労働局が作成した文書	全部	該当しない
16	東京労働局が作成した文書	252頁ないし260頁	該当しない
22	特定事業所が提出した資料	309頁ないし506頁及び542頁ないし1228頁	該当しない

別表 2

1 対象文書名及び頁			2 不開示を維持する部分		3 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	根拠条文 (法 14 条)	
1	東京労働局が作成した文書	1	「着手見込」欄のうち「データ処理」欄以外の各欄及び枠外の不開示部分	3号イ 7号イ	なし
2	東京労働局が作成した文書	2	なし	—	—
3	関係労働局が作成した文書	3	なし	—	—
4	関係労働局が作成した文書	4	なし	—	—
5	請求者が提出した文書	5～ 35	なし	—	
6	東京労働局が作成した文書	36 ～4 8	36頁の「6 代表者及び役員」の「住所」欄の2行目ないし7行目，「7 法人等関係事項」の「基準資産額」及び「事業資金」の各欄，37頁の「9 追加許可条件」の「認可条件」及び「理由」の各欄，「1	2号 3号イ 7号イ	—

			1 備考」の1行目ないし18行目, 38頁ないし40頁の「12 指導監督等の状況」の項目名の右の5文字及び同項番の表のうち, 事項名を除く記載欄並びに41頁の「役員」の表のうち, 「住所」欄の1行目及び2行目		
7	東京労働局が作成した文書	49 ～9 2	① 49頁の「標題」欄の内容の1文字目ないし6文字目	3号イ 7号イ	なし
			② 49頁の「起案内容」欄の1行目10文字目ないし29文字目	7号イ	なし
			③ 50頁7行目1文字目ないし6文字目並びに54頁1行目1文字目及び2文字目並びに64頁6行目1文字目ないし6文字目	7号イ	なし
			④ 50頁10行目1文字目及び2文字目並びに51頁ないし53頁, 64頁9行目1文字目及び2文字目及び65頁ないし67頁	3号イ 7号イ	なし

			⑤ 5 4 頁及び 5 5 頁の「第 1」ないし「第 4」の項目名を含む記載内容, 5 6 頁ないし 6 2 頁及び 6 8 頁ないし 9 2 頁	2 号 3 号イ 7 号イ	なし
8	関係労働局が作成した文書	9 3 ～ 1 0 6	なし	—	—
9	関係労働局等が作成した文書	1 0 7 ～ 1 9 0	全部	2 号 3 号イ 7 号イ	なし
1 0	東京労働局が作成した文書	1 9 1 ～ 1 9 5	ⅠからⅧまでの内容の不開示部分（括弧付の項番及び 1 9 5 頁 5 行目 2 文字目ないし 1 8 文字目を除く。）	2 号 3 号イ 7 号イ	なし
1 1	東京労働局が作成した文書	1 9 6 ～ 2 3 5	1 9 6 頁ないし 2 3 5 頁の様式部分を除く「記載」欄の不開示部分	2 号 3 号イ 7 号イ	—
1 2	関係労働局が作成した文書	2 3 6 ～ 2 3 8	全部	2 号 3 号イ 7 号イ	—
1 3	東京労働局が作成した文書	2 3 9	なし	—	—
1 4	東京労働局が	2 4 0 ～	2 4 0 頁 1 1 行目ないし同頁末の不	3 号イ 7 号イ	なし

	作成した文書	2 4 2	開示部分並びに2 4 1 頁及び2 4 2 頁		
1 5	東京労働局が作成した文書	2 4 3 ~ 2 4 5	2 4 3 頁1 0 行目 ないし同頁末の不 開示部分並びに2 4 4 頁及び2 4 5 頁	2 号 3 号イ 7 号イ	なし
1 6	東京労働局が作成した文書	2 4 6 ~ 2 6 0	2 4 7 頁1 2 行目 ないし同頁末及び 2 4 8 頁1 0 行目 ないし同頁末の不 開示部分及び2 4 9 頁ないし2 6 0 頁	2 号 3 号イ 7 号イ	なし
1 7	東京労働局が作成した文書	2 6 1	2 6 1 頁1 1 行目 ないし同頁末の不 開示部分	3 号イ 7 号イ	なし
1 8	東京労働局が作成した文書	2 6 2 ~ 2 6 3	2 6 2 頁の「起案 内容」欄の2 行目 3 文字目ないし3 行目並びに2 6 3 頁1 行目2 文字目 及び3 文字目並び に2 行目ないし4 行目, 5 行目2 文 字目及び3 文字目	2 号 3 号イ 7 号イ	2 6 3 頁2 行 目1 文字目な いし1 2 文字 目
1 9	東京労働局が作成した文書	2 6 4 ~ 2 6 6	2 6 4 頁4 行目, 8 行目ないし同頁 末の不開示部分並 びに2 6 5 頁及び 2 6 6 頁	3 号イ 7 号イ	なし
2 0	特定事業所が提出した資料	2 6 7 ~ 2 7 3	全部	2 号 3 号イ 7 号イ	なし

2 1	東京労働局が作成した文書	2 7 4 ~ 2 7 6	2 7 6 頁 2 行目 8 文字目ないし 1 0 文字目及び 2 1 行 目ないし同頁末の 不開示部分	2 号 7 号イ	なし
-----	--------------	------------------------	--	-------------	----

※対象文書には頁番号は付番されていないが、文書 1 ないし文書番号 2 1 の 1 枚目ないし 2 7 6 枚目に 1 頁ないし 2 7 6 頁と付番したものを「頁」として記載している。

別表 3

1 対象文書名及び頁			2 不開示を維持する部分		3 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	根拠条文 (法 1 4 条)	
2 2	特定事業所が提出した資料	1 ~ 1 2 2 8	全部	2 号 3 号イ 7 号イ	なし

※対象文書番号 2 2 は諮問に当たり特定した文書であり当該文書には頁番号は、付番されていないが、1 枚目ないし 1 2 2 8 枚目に 1 頁ないし 1 2 2 8 頁と付番したものを「頁」として記載している。